

小規模保育事業 京町堀バンビ園運営規定

（事業所の名称等）

第1条 学校法人 鴻池学園が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 小規模保育事業 京町堀バンビ園
- （2） 所在地 大阪市西区京町堀3丁目3番13号

（施設の目的及び運営方針）

第2条 京町堀バンビ園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ保育事業を行うことを目的とする。

- 2 「当園」は、保育の提供に当たっては保育を必要とする乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 「当園」は、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第101号）」その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（提供する保育等の内容）

第3条 「当園」は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）に準じて、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る利用乳幼児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

- (2) 食事の提供
- (3) 延長保育

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し運営管理業務をつかさどる。

(2) 保育士 5名（常勤専従）

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(3) 非常勤保育士 4名

保育に従事し主に常勤保育士の補助業務を行う。

(4) 調理員 1名（業務委託）

管理栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

（保育を提供する日）

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

（保育を提供する時間）

第6条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は19時までの範囲内で時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時00分から16時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で時間外保育を提供する。

（利用者負担その他の費用の種類）

第7条 「当園」の特定地域型保育を利用した支給認定保護者は、当園に対し支給認定保護者が居住する市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の

緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定地域型保育基準費用額（子ども・子育て支援法第30条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に地域型保育給付を受けられるよう、特定地域型保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

- 3 「当園」は前項の支払を受けるほか、特定地域型保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

（利用定員）

第8条 「当園」の利用定員は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち満1歳以上の子ども 13人
- (2) 3号認定子どものうち満1歳未満の子ども 6人

（利用の開始に関する事項）

第9条 「当園」は市町村から保育についての利用の要請を受けたときは、これに応じるものとする。

（利用の終了に関する事項）

第10条 「当園」は以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき（ただし、2号認定こどもの利用は可能と支給認定保護者が居住する市町村が認める場合はこの限りではない。）
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時における対応方法）

第11条 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、大阪市及び利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 「当園」は事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償

を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第 12 条 非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第 13 条 「当園」は利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（連携施設）

第 14 条 「当園」は認定こども園鴻池学園幼稚園（東大阪市鴻池元町 10 番 38 号）と、北堀江せせらぎ保育園（大阪市西区北堀江 3 丁目 11 番 29 号）を連携施設として、以下に掲げる内容について連携するものとする。

※北堀江せせらぎ保育園については(3)のみの連携

- (1) 園庭解放/子育て支援
- (2) 代替保育
- (3) 卒園児の優先的な受け入れ

（記録の整備）

第 15 条 「当園」は保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
安全会費用	日本スポーツ振興保険負担金	年額 250 円

半袖スモック 3,000 円 カラーキャップ 1,100 円
 お便り帳 250 円
 その他、物品にかかる費用の詳細は、手引き参照

2 時間外保育に係る利用者負担

(1) 保育標準認定時間に係る時間外保育料

30 分 200 円

(2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

30 分 200 円

※ 当園は，上記費用の支払を受けた場合は領収証を交付する。

京町堀バンビ園 重要事項説明書

1、事業の目的

学校法人 鴻池学園 小規模保育事業 京町堀バンビ園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

2、施設運営主体

運営者の名称	学校法人 鴻池学園
代表者氏名	理事長 松井 和男
所在地	大阪府東大阪市鴻池元町 10-38

3、当園の概要

施設の種別	小規模保育事業 A 型
名称	京町堀バンビ園
所在地	大阪市西区京町堀 3-3-13
電話番号（TEL）	06-6445-1707
園長氏名	森寺 智子
開設年月日	平成 29 年 12 月 1 日
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする満 3 歳未満の小学校就学前児童
認可定員	0 歳児 6 名 1 歳児 6 名 2 歳児 7 名
利用定員	満 1 歳児以上の満 3 歳児未満の児童 満 1 歳児未満の児童

当園の教育理念

運営方針

当園は、以下の運営方針に基づく教育・保育を基本に、建学の精神である自然発生的認識論を取り入れ、生後6ヶ月以上、就学前までの一人ひとりの子どもの発達に応じた教育、保育環境を整え、生きる耐性や人間力を養うとともに、自由で創造的な人格を形成することを目的とする。

- ① 園児の健康、安全、衛生に留意し、いろいろな事を体験しながら、よく見る、よく聞く、よく考え、明るく元気でたくましく育つ教育環境を整える。
- ② 豊かな愛情が人格形成の源であることは言うまでもないが、過保護や放任から、本来の持っている乳幼児の自発性を損なう事になりかねない。愛情を注ぎつつも、発達段階に応じた生活習慣を身につける事を大切にする。
- ③ 知性と感性は車の車輪のようなもので、相互的に関連しながら発達するので、年齢に応じ、知性と感性のバランスのとれた環境に配慮する。
- ④ 遊びながら考える活動を大切にする。興味があるから環境に働きかけ、環境の新たな変化に対し、試行錯誤しながら新たな考えを浮かべ、また、環境に働きかけるといった好循環により創造性を養う。
- ⑤ 反射、反復教育も否定はできないが、外界からの刺激に対して、イメージを膨らませるような環境を整える事が大切で、年齢に応じて、適度な刺激で、適度な選択肢のある環境を整える。
- ⑥ 健康、人間関係、身近な環境（自然科学）、ことば、表現は重層的に関連しているので、領域を硬直的にとらえずに、柔軟で幅広くとらえ、時には、視点を変えたり俯瞰的に見て環境を整える。
- ⑦ 「今より一步」「やればできる」の精神で達成感を味わい、自信をつけながら耐性を養う。
- ⑧ 園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。
- ⑨ 児童虐待防止法第5条に基づき、虐待やその兆しを早期に発見し、大阪市の関係施設と連携しながら子どもの安全を最優先し保護する。
また、職員による虐待防止のため室内に防犯カメラを設置し、マニュアルに沿った研修を定期的に行う。
- ⑩ 大阪市こども青少年局や保健センターなどと連携し、特別な支援が必要な場合は保護者同意の上、専門機関との相談を行い支援や援助を行う。

4、施設の概要

建物の構造	鉄骨造 8 階建てのうち 1 階
建物の面積	99.75 m ²
屋外遊技場	韮公園 97.000 m ²
乳児室又はほふく室	1 室
保育室	1 室
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い、床暖房、空気清浄機、

冷暖房完備、視聴覚モニター、防犯ビデオ、暗証番号付きオートロック鍵

5、教育・保育の提供する曜日・時間・休園日

【2号認定こども・3号認定こども（保育認定）】

曜日 月曜日～土曜日

保育時間 【保育標準時間認定を受けた方】

7時30分～18時30分（11時間）

（保育を必要とする範囲で最大時間まで可能）

18時30分～19時00分（延長料金30分につき200円別途必要）

【保育短時間認定を受けた方】

8時00分～16時00分（8時間）

7時30分～8時00分 16時00分～19時00分

（延長料金30分につき200円別途必要）

曜日 土曜日

保育時間 7時30分～18時30分までが利用時間です。

18時30分～19時00分の延長保育は利用できません。

市町村提出書類として、利用する際に土曜日の就労状況がわかるものを提出していただきます。

【休園日】

休園日 年末年始（12月29日～1月3日）

お盆休み（8月13日～8月15日）

日曜・祝日国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、休園協力日

6、職員体制

統括主任	仁井内 睦味	園全体を統括
園長	森寺 智子	園務をつかさどり、所属職員を監督
常勤保育士	5 名	園児の保育
非常勤保育士	4 名	園児の保育
調理員	業務委託	株式会社 富喜屋

＊職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

＊行事日程は、毎月の持ち帰りプリントで詳細をお伝えします。日程は前後します。

7、給食について

給食の方針

委託会社により自園調理を行っています。

全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しております。また、給食についての計画を策定し、食を通じた「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、自然の恵みとしての食料や、それを育て、調理し、食事を整えてくれた人への感謝の気持ち、命を大切にする気持ちなどを育みます。

昼食・おやつ

保護者へは、献立表をお配りします。

昼食は11時00分頃

間食は9時00分頃 15時00分頃

アレルギー等への対応

アレルギーが疑われる場合、医師の診断書を提出して下さい。診断書に基づき当園で除去可能な物は、除去食で対応できます。

衛生管理

国の大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って衛生管理を行います。

また、調理員及び乳児担当職員は、毎月の検便を実施しています。

8、保護者さまとバンビ（0歳～2歳児）の連絡について

当園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。当園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、連絡帳を活用します。

（1）体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、排便状況など

お子様の家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。

（2）毎月1回「園だより」を発行します。行事や連絡事項、注意事項などをお知らせします。

9、健康診断について

- (1) 園医・歯科医による健康診断を実施します。

園医：うつぼ本町キッズクリニック 06-6616-9727 院長 辰巳 貴美子

歯科医：池田歯科診療所 072-262-5587 歯科医師 池田 勝紀

- (2) 毎月、身長・体重を測定します。

10、当園の利用に関する留意事項（詳細は手引き参照）

- (1) 原則として、各保育時間までにお迎えをお願いします。緊急の場合でも、お迎えが遅れる際は必ず電話連絡をお願いします。
- (2) お子様の体調を知るために、ご家庭での検温をお願いします。登園時に、不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温します。登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し②食欲の有無③発熱の有無④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認して異常があれば連絡してください。
- (3) 麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザ等の学校保健法で指定の感染症（巻末資料1 参照）にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師に登園許可書を記入してもらい登園して下さい。
- (4) 発熱の場合、登園を控えて下さい。また、登園後、発熱した場合、お迎えの連絡をさせていただきます。＊病児保育は行っておりません。
- (5) 医療行為にあたるため、原則として与薬は行いません。ただし、どうしても必要な場合、医師の処方箋を受けた薬に限りお預かりし与薬します。その場合、「投薬依頼書」を書いていただきます。
- (6) 毎月発行する「園だより」や随時配布する手紙などで、月の行事や共通連絡事などをお知らせします。
- (7) 乳幼児の健康・安全にとって望ましい服装や身だしなみで登園して下さい。
- (8) 送迎の際は、必ずIDカードを付けて下さい。代わりの方が来られる場合は、必ず事前にご連絡下さい。
- (9) 「特別警報」「暴風警報」などの発令時には、巻末資料2を参照下さい。
- (10) 迷惑駐車はご遠慮下さい。近隣にお住まいの方への配慮をお願いします。
- (11) 保育料は、園との直接契約となりますので、保育料を滞納された場合、民事上（法的に）必要な手続きが行われることになり、利用契約を解除することがあります。

1 1、加入保険等

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付制度は、園の管理下において園児に災害（負傷・疾病・死亡）が発生した際、災害給付を行う国の公的制度で当園も加入しています。この制度は、国・当園の設置者・保護者の3者の負担により成り立つ互助共済制度です。

独立法人日本スポーツ振興センター災害給付共済掛け金

保護者負担 250円 園負担 100円

(2) 賠償責任保険

1事故につき 4億円 1名につき 1億円

1 2、緊急時の対応について

保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

1 3、非常災害時の対策・防犯対策

非常災害時は、地震・火災・不審者の侵入・感染症発生等の対応を記載した危機管理マニュアルに基づき対応します。

消防計画	届出済
防火管理責任者	ビル所有者による管理
避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防火設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯・消火器を備えています。
防犯設備	防犯カメラ・オートロックキー
避難場所	園駐輪場に一時避難し、花乃井公園に向かう

1 4、教育・保育内容に関するご相談等

教育・保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情がありましたら、下記の窓口まで面接・文書・電話などの方法でご相談・苦情を受け付けします。

また、受け付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。

相談・苦情受付担当者 松野 陽子

相談・苦情解決責任者 園長 森寺 智子

第三者委員 小出 ゆう子（幼保連携型認定こども園歩学園幼稚園 園長

八幡市子ども・子育て委員） 075-971-5687

植田 康治（社会保険労務士）

苦情処理の流れ

- (1) 保護者からのご相談・ご意見・苦情の申し出
(2) ご相談・苦情内容・保護者のご意見等の確認と記録

- (3) 受けた相談・苦情及びその改善状況等、責任者への報告・助言必要があれば第三者委員へ報告・助言ができる
 - (4) ご相談・ご意見・苦情の対応結果について、申し出人に報告しホームページ内で公表
 - (5) 個人情報に関するものを除き、事業報告書等実績を掲載し公表
- *直接解決責任者または第三者委員に申し立てができます。

【第三者評価の受診、自己評価の実施状況】

項目	受審 実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	受審実績なし
自己評価の実施状況	毎年実施	保育の専門性や質の向上、保育の充実に向けて検討や改善を行う

【子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された事実の有無】

なし

15、個人情報の保護について

- (1) 本園は、個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。
- (2) 教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除く他、下記の状況を除いて保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
 - 1、他の保育園等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
 - 2、緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

16、保護者負担について

- (1) 保育料支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
 - (1)に掲げる保育料の他、個別に利用する教材費負担していただきます。また保育料は「三菱東京UFJ銀行」からの引き落としとなります。引き落としは毎月12日です。引き落としができなかった際は、お知らせの用紙をお渡し致しますので、封筒に入れてお持ち下さい。

17、利用に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が、
本重要事項説明書に同意された後に保育の提供を開始します。

18、退園に関する事項

- (1) 園児が満3歳に達した時（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

19、連携施設

(1) 連携内容

- 1、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う。
- 2、必要に応じて代替保育を提供
- 3、卒園児の受け入れ

(2) 連携施設

認定こども園幼保連携型 鴻池学園幼稚園

運営主体 学校法人 鴻池学園

所在地 東大阪市鴻池元町10-38

北堀江せせらぎ保育園（令和7年4月より、卒園児の受け入れのみ連携）

運営主体 学校法人 小川学園

所在地 大阪市西区北堀江3丁目11番29号



20、学校感染症について

1、学校感染症（学校のような集団生活で特に予防が必要な感染症として定めています）

学校感染症と診断された場合は、ご連絡下さい。

2、当園での学校感染症の取り扱いについて

学校感染症にお子様が感染された場合、登園許可証を担当医に記入してもらいご提出下さい。

学校感染症に感染した場合は、登園停止になりますが欠席カウントはしません。

	感染症の種類	出欠停止期間の基準
第一類	①エボラ出血熱②クリミア・コンゴ出血熱③痘そう ④南米出血熱⑤ペスト⑥マールブルグ病⑦ラッサ熱 ⑧ジフテリア⑨急性灰随縁（ポリオ）⑩重症急性呼吸器 症候群（SARS コロナウイルスに限る）⑪鳥インフルエ ンザ（H5N1）	治癒するまで
第二類	①インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く） ②百日咳 ③麻疹（はしか） ④流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ⑤風しん（三日はしか） ⑥水痘（水ぼうそう） ⑦咽頭結膜炎（プール熱） ⑧結核、髄膜炎菌性髄膜炎	①発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日 （幼児は3日）を経過するまで。 ②特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで。 ③解熱した後3日を経過するまで。 ④耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。 ⑤発疹が消失するまで。 ⑥発疹が痂皮化するまで。 ⑦主要症状が消退した後2日を経過するまで。 ⑧症状により学校医その他の医において感染の恐れ がないと認めるまで。
第三類	①コレラ②細菌性赤痢③腸チフス④腸管出血性大腸菌感 染症⑤パラチフス⑥流行性結膜炎⑦急性出血性結膜炎⑧ その他の感染症：感染症胃腸炎（ノロウイルス、ロタウ イルス、等） マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症（しょうこう熱）ヘ ルパンギーナ等、その他 *1：手足口病 *2：とびひ、伝染性紅斑（りんご病）、水いぼ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れ がないと認められるまで。 *1：手足口病は学校感染症です。登園許可証をご 提示下さい。 *2：とびひ、伝染性紅斑（りんご病）、水いぼは 学校感染症の第三類ですが、出席停止になりませ ん。休んだ場合は欠席です。

*アタマジラミは学校感染症ではありませんが、主治医の指示に従って下さい。休んだ場合は欠席となります。

*よくご質問いただくアデノウィルスについて：人に感染するアデノウィルスは現在49種類知

られており登園停止となるのは上記、咽頭結膜炎（プール熱）と流行性結膜炎です。

＊ＲＳウィルス・ヒトメタニューモウィルスは、乳幼児がかかると重症化する恐れがあり感染力も強いので、当園では登園許可証が必要な感染症とさせていただいております。

巻末資料２

警報発令時の保育について

大阪市に特別警報または暴風警報などの発令時の保育について、以下の通りに対応しますので、よろしくお願いいたします。

１、「特別警報」発令時の場合

○午前６時現在、特別警報が発令されている場合、休園といたします。

○保育中、特別警報が発令されたことを、園から電話連絡、又はテレビ、ラジオ等でお知りになった場合は、保護者はそれぞれの場において、直ちに命を守る行動（避難所に避難するか、外出することが危険な場合は、家の中で安全な場所にとどまる）を取って下さい。園児は安全な場所で待機いたします。

２、「暴風警報」発令時の場合

○登園時刻において暴風警報が発令されている場合は、園児の安全を考慮して、家庭保育をお願いいたします。ただし、２号・３号認定時の保護者については、お仕事等の都合上、どうしても保育の必要な方のみ、安全確保に万全を期して登園してください。

○保育中、暴風警報が発令されたことを、園からの電話連絡、又はテレビ、ラジオ等でお知りになった場合は、室外における安全を確認の上、できるだけ早くお迎えにきていただきますようお願いいたします。

○警報発令の時間帯を考慮し、安全状況を確認し、電話連絡にて利用時間帯等お知らせ致します。また自由登園とすることがあります。

３、その他

○災害時により、職員の通勤が困難と判断した場合、休園とする事があります。

（ＪＲ線等の計画運休に基づき判断することがあります）

○給食については、献立通りにできない場合があります。

○その他の警報（大雨・洪水等）発令の場合は安全に十分気をつけて、平常通り登園させて下さい。

○緊急時において、給食予定日に関わらず、お弁当持参をお願いすることがあります。